

先発医薬品を希望した場合の自己負担額について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合に徴収される「**特別の料金**」（選定療養費）が令和8年6月から先発医薬品とジェネリック医薬品との価格差の4分の1から2分の1に引き上げられました。

「**特別の料金**」とは

・先発医薬品と後発医薬品の価格差になります。なお、「特別の料金」は課税対象であるため、消費税を加えてお支払いいただきます。

例) 先発医薬品1,000円、ジェネリック医薬品600円 窓口3割負担の場合

先発医薬品 (医療上の必要がある場合)	700円		300円	
	保険給付費 (7割)		患者負担 (3割)	

ジェネリック医薬品	420円	180円	先発医薬品とジェネリック 医薬品の価格差
	保険給付費 (7割)	患者負担 (3割)	

先発医薬品 (患者が希望する場合)	560円		240円	* 220円	* 特別の料金には消費 税がかかります。
	保険給付費 (7割)		患者負担 (3割)	特別の料金	
			患者負担総額 460円		

「特別の料金」がかからない場合

- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合。
- ・流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合。

* 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品が処方されている場合は、その『処方理由が記載された書類』を添付してください。添付がない場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の1/2については、「特別な料金」として給付の対象外となります。